

平成29年3月29日
四国電力株式会社

「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づく「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、国に届け出ました。

その要旨については、以下のとおりです。

1. 「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

(1) 「伊方地域の緊急時対応」の反映

伊方地域原子力防災協議会において取りまとめられた「伊方地域の緊急時対応」における当社の協力内容の反映。

(2) 緊急時対応に必要な主な資機材の一覧表の修正

主な資機材の一覧表に記載する重大事故等対処設備等の記載を適正化。

(3) 原子力緊急事態支援組織の本格運用開始に伴う修正等

原子力事業者が共同で運営する原子力緊急事態支援組織（美浜原子力緊急事態支援センター）が昨年12月17日に本格運用開始となったことを受けて、原子力緊急事態支援組織に係る記載内容を修正。

2. 修正日

平成29年3月24日

(参考) 原子力事業者防災業務計画

原子力事業者は、原災法に基づき、原子力災害発生時の防災対策が迅速かつ的確に実施できるよう、非常事態発生時における関係機関への通報、防災組織の設置等について、具体的な実施内容を示す原子力事業者防災業務計画を作成している。

以上